

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第11号

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表第13条の項読み替えられる字句の欄中「別記様式第14」を「別記様式第13の2」に改め、同表に次のように加える。

第14条	法第74条の3第8項の規定	読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定
	自動車の使用者	自動車運転代行業者
	別記様式第14の命令書	是正措置命令書（別記様式第8号の2）

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

第 号  
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

(自動車運転代行業者)

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めたので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理 由	
是 正 の た め に 必 要 な 措 置	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。